

○山内座長 おはようございます。それでは、第2回議会制度研究会を始めたいと思いますが、ここのところ異常乾燥ということで、のどを使う方々ですから、少しでも注意して風邪を引かないように議会制度研究会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは始めたいと思います。1、検討の進め方について、前回12月19日の協議で、検討の進め方について基本的に了承を得ていたと思いますので、本日、前回の資料3の2、会議の開催について、検討期間を今期の日程とした資料1、議会制度研究会での検討の進め方（案）を用意いたしましたのでごらんください。検討の進め方については、中里委員から、一度持ち帰って確認したいという話がありましたけれども、よろしいですか。それでは、そのように決定いたします。

それでは、2、検討項目についてに参ります。前回、検討項目について事前に正副座長で調整し、案を示してほしいということでしたので、非交渉会派も含め、各会派より提出された検討項目について、関連すると思われる項目に分類してお手元に配付の資料2、議会制度に関する検討項目（案）一覧のとおり、正副の案を作成いたしました。

まずは、各会派から出された項目について簡単に説明をいただき、この正副座長の案でよろしいか各会派のご意見をいただきたいと思います。そして、各会派の説明が終了した後、全体として正副案の分類等について協議をしていきたいと思います。それでは、検討項目の説明、項目の分類についてのご意見を伺いたいと思います。

○下山委員 それでは説明させていただきます。まず、一番上に書いてございます陳情の取り扱いということですが、これについては、民民のいろいろな陳情であるとか、そういう中で、やはり署名があるものについては当然付託する必要があると思うんですが、そういったものがないものについては、それぞれの委員会に付託しないというような方向はどうかという提案でございます。

それからもう1つ、3行目、会派構成から見た発言時間の見直しについては、いろいろな場面があるんですが、主には決算委員会、予算委員会における意見開陳の場合に、私たち会派は16名おりまして、意見開陳の時間が10分間ということで、1人会派の方も同じ10分間ということで、私たちは人数が多いからということではないですが、そういった人数に応じた時間の見直しを提案させていただいているところであります。

もう1つ、議員活動環境というところの1行目ですが、政治活動用ポスターの自粛というのは、目黒区で以前から実施されているということで、選挙前の政治活動用ポスターを、皆さんの同意を得て町なかには張らないという1つの提案。この3点について提案させていただきます。

○中村委員 質問を1点だけ。一番最初の陳情の取り扱いなんですけれども、つまり、これは委員会に付託するのは請願のみにするということですよ。

○下山委員 簡単に言ってしまうとそうです。

○中村委員 理解しました。

○山内座長 それでは、公明。

○高久委員 私どもは、まず大きくは議会の基本条例について項目に入れさせていただいておりまして、議会基本条例というのは、日本という国自体が、世田谷区でしたら区長と議員という二代表制のもとで今進められてきておりますが、1つは、議会としての権能、議会としての権限がどうあるべきなのか、また議会としての対行政とのかかわり方。今、地方分権が進む中で、世田谷区議会としてのあり方をしっかりと議会制度研究会の中で学んでいきたい。それで議会基本条例に関する勉強会や視察の実施ということを踏まえて、早期に条例の制度化という方向性で進んでまいりたいということで提案させていただきました。

その中では、議会の基本理念や議員の責務とか活動、例えば通年議会のあり方、また政務調査費のあり方、そういったこともその中に含まれてこれから話し合いは進んでくるかと思いますが、大きな枠の中では議会基本条例についての勉強会や視察を進めて、条例化へ持っていきたいということで提案させていただいたところでございます。

その議会基本条例のもの以外として3つばかり提案させていただいたのは、区議会ホームページの改善ということで、ホームページアドレスの記載等をするというようなことです。あと、インターネット領収書公開での1円以上の領収書添付の取り扱いについては、今領収書は1円以上すべて添付しておりますが、私どもは会派でしておりますので物すごい枚数。しかも、100円の駐車場とか大量にある関係上、できれば例えば100円以上とか金額を繰り上げて掲載するというようなことについて議論できないかと考えております。これは事務負担の軽減という観点から、1円以上のところを100円とか数百円という単位ではどうかということを提案させていただいております。

最後に、姉妹都市交流も含めた海外視察ということで、これについては、当然ことし姉

妹都市交流が予定されておりますので、この視察の人数、また経費のあり方については、前回は踏まえて今回もしっかりと議論させていただいた上で臨みたいと考えております。そういった意味からも、今回姉妹都市交流の海外視察については早期に検討させていただいて、夏ぐらいまでにはある程度の検討結果を出していく必要があるのではないかということとで提案させていただいております。

○下山委員 具体的なことなんですけれども、わかる範囲で結構です。例えば領収書の件です。今、具体的に100円という数字も出たんですけれども、100円ということだと余り減らないんじゃないかと思うんですね。

○高橋委員 そのとおりなんです。100円じゃなくて、もうちょっと上げてほしいかなと。

○高久委員 例えばの話で、その上限というのは、本当に100円以上にすると、数十円というのはほとんどないわけですから、500円とか1000円とかいう話もあるんですが、余り金額を上げ過ぎると、事務的には軽減されるんでしょうけれども、実際問題、中身を区民の方に提示できないことがありますので、その辺の上限はまだ我々としてもこのぐらいというのはつかんでいないんですが、その辺はある程度納得いく金額で、また事務負担の軽減という意味からも進めていきたいと思っています。

○山内座長 何かご質問があれば。次に、羽田委員。

○羽田委員 項目を考える際の前提みたいなことが私は必要だと思っています。1つは、議会制度に関する議論というのは前期から行われているわけで、それを踏まえることが必要だということと、それから、この間少し議論になっていますけれども、情報公開と住民参加ということが非常に大きな課題になってきている。これは、特に議会が今後どうしていくのかということが問われていますから、この点を踏まえて検討項目を考える必要があると思っています。ですから、繰り返しになりますけれども、情報公開、住民参加をいかに保障していくのかということを前提に、この検討項目は打ち出すべきであると。

そこから考えますと、1つ目が文書質問制度の導入。これは前期も木下議員が非常に強調されておりましたけれども、本会議場の質問だけではなくて、文書質問ができる制度の導入を図るべきであるという内容です。

それから、定例会ごとの意見開陳というのは、意見開陳は今、予算と決算の審査が終わった後に本会議場で行っているわけなんですけれども、定例会ごとに、例えば委員会での議案と請願・陳情等についても意見の開陳、意見表明できるようにするという内容です。

それから、議会基本条例は、これも前期で非常に議論になりまして、その内容も含めてということになりますけれども、先ほどの前提、情報公開や住民参加の保障ということを考えてときに、いろんな項目が確かにあるんですけれども、基本的な条例制定といいますか、そのことによって細かな点もそこで条文化していくという作業が必要なのではないかと思います。

幾つかありますけれども、例えばそのうちの議会報告会の定期開催というのがありますけれども、これはほかの自治体といいますか、議会でも非常に賛否のある内容だったと私も聞いているんです。全国の自治体議員の方からもいろいろ聞いた話なんですけれども、これをやること自体に議会ごとに大変議論になってきた、あるいは、実際にやってみたけれどもうまくいなくてやめてしまったみたいな話もあるんです。積極的な意味で議会が町の中に出ていくといいますか、中身になるとまたいろいろ議論になってしまいますからそれ以上触れませんが、そのように議会が住民から見える議会にしていくという意味でも、非常に重要な中身になっていると思います。

○山内座長 何かご質問ありましたら。それでは、中里委員。

○中里委員 今、羽田委員が情報公開と住民参加の保障を前提にということでおっしゃっていましたが、私どももまさにそういう観点から提案していますし、そういった大きな議論をしながらやっていけたらと思っています。

今回、項目として私たちが提案していますのは、例えば請願のところで、趣旨説明を休憩時に行わず発言を議事録に残すであるとか、これはまさに参加の拡大ということになると思います。それから、動画の中継などもメディアをもっとふやすべきではないかというような提案をさせていただいています。

それから、議会運営の交渉団体についてですけれども、少数会派などの意見もきちんと取り上げる議会にしていくということで、交渉会派は、これまで事実上3人の会派は認めてきていますので、ルールとしても3人以上を交渉会派として認めるような運営に切りかえていってはどうかという提案です。

最後に、地方自治法が平成18年に改正されておまして、当時、委員会で議案が提案できるとか、専門家の知見を活用するとか、複数の常任委員会に議員が所属してもいいといった法改正がされましたけれども、世田谷区議会としては、当面従来のやり方を継承となっていましたけれども、ここは法改正がどういう内容なのか、どういうことができるのかということも含めて、一度皆さんと勉強しながら、いろいろ議論を進めていきたいと提案

したいと思います。

○山内座長 ただいまの説明に関しまして、何か。それでは、大庭委員。

○大庭委員 うちとしては、当初いろいろ考えたんですけれども、いろいろ挙げても時間の制約もあるということで、まず、基本的には、時代に即したいろいろなものを使って、これは羽田委員、中里委員が言われたように、まず改革の目的というものをある程度明確にしないと、何のための改革、改善または変えていこうということが見えてこないということからすると、これは当然議会における情報公開、また議会そのものが住民参加、アクセスができる、しやすいためには、どういう努力、改善をしたらいいかという観点から、我々は改革していこうという形で臨んでおります。

その点で、先ほど言ったように、山ほど挙げてもしょうがないので、これは広報小委員会からの流れで、委員会の中継というものに早く取りかかる。技術的な問題をどう克服できるのかということから取り組んでいくということをまず第一にできれば。それに関連したものは挙げていませんけれども、いろいろな機器とか、昔のものほど高額なお金がかかるとか、または専門の業者に任せなければままたらないものがないということなので、その辺は正確というか、きちんとした放送という仕組みよりも、状況を早く伝えるというところから入っていったほうがいいんじゃないかという感じで考えております。

それから、議会基本条例というところで1個うちのも入っているんですけれども、議会基本条例そのものというよりも、どういうカテゴリーに入るかわからなかったのここに入っているんです。いわゆる議会運営の仕方そのもの、または委員会運営そのものについて関連するようなご意見がほかの分野であったんですけれども、意見表明とか、委員会の中での論点整理、または論点整理に基づく相互の質問を記録として残して、議案でも請願でも陳情でも、どういう議論のもとでそれが決まっていたかということをもっと明らかにすべきこととか、もしくは委員会の中で、例えば趣旨採択と採択があった場合、委員長職権でその辺をもう少し調整して、世田谷区議会委員会として全体の合意がとれるような動きをすべきではないか。今だと、どうしても紋切り型で採決するようなことがあるので、その辺はお互い寄り合った形での議論ができるような議会運営というものも考えているということです。カテゴリーがわからなかったの議会基本条例に入ったんだと思いますけれども、いわゆる議会運営、委員会運営の仕方について、もうちょっと改善すべき点があるんじゃないかということを申し上げたかったんです。

○山内座長 何かご質問は。なければ、中村委員。

○中村委員 我々は身近なというか、すぐにでもできそうなものをピックアップして、大きなものに関しては議会基本条例の話し合いの中でできるのかなと思っています。予算・決算委員会での電子機器の使用、これはパワーポイント等で表示をしながら説明をしやすく、パネルが見つらいので、ああいうものを皆さんに見やすくできるようにしたらいいかなと思っています。

ホームページの改善は、先ほど高久委員に言っていただきましたのでいいです。

施設整備のところの1階・地下1階の登庁ランプ設置なんですけれども、毎回4階でおりなければいけないんですね。だれが来ているか来ていないかというのがわからないんですね。なので、来たときに議員の登庁状況等がわかりやすいような表示があればいいと思います。4階・5階のセキュリティーですが、現状の2階にわたって事務局と控室になっていると、全く事務局の把握しない中で、いろんな方が直接控室にいらっしゃることもあります。ほかの区役所等を見ても、ほとんど受け付けされて中に入ってくるという状況です。今の構造上、直接上がることを差しとめるのは難しいんですけれども、例えば受付に寄って記帳みたいなもの、通行証みたいなものをもらった方以外はお断りできるような環境というか、ルールづくりをして、それが徹底されれば、ない方は1度事務局のほうにお戻りくださいということも言えるのかなと思っています。

それから、委員長・副委員長手当の見直しはいいですね。これは金額の部分に関して議論をしたほうがいいのかと思っております。

一番下、ポスト投函資料は、ぜひ紙資料からデータ化にさせていただくような流れを率先してつくっていただきたいと思います。

○山内座長 質問がないようでしたら、あべ委員のほうから。

○あべ委員 私は1人会派で出ているので、ほかの1人会派の説明は私がしたほうがいいのか、事務局からしたほうがいいのか。

○山内座長 事務局でやっていただきます。

○あべ委員 それでは、私の出したものを説明させていただきますが、お出しした1つの観点としては、国でも地方制度審査会をやられていて地方議会の問題点が指摘されているということでありまして、その内容も参考にさせていただいて、出させていただきました。また、基本的な理念としては、開かれた議会をいかに創設していくかということでございまして、それは議会運営に関してもということでもあります。開かれたという意味は何点かありますが、もちろん区民の皆さんに情報公開をしていくということでもあります。

し、あとは、議会に一般の区民の方がいかに参加しやすくしていくのかという観点からも、議会改革をしていかななくてはならないのかなと思います。

その意味で、夜間、休日議会の試行実施というのは、私が議員になったときから話は随分出ておりましたがけれども、それは夜間、休日に議会を開催すると区民の皆さんが傍聴しやすいんじゃないかという話でございました。今は目線が随分変わって、いわゆる一般の休日に議会を開催する、夜間に開催することによって、議会人として活動する間口が広まるというんですか、昼間に議会活動があるということであれば、どうしても自分の仕事を持っている方が議会に参加することが狭まってくるということでありまして、これも国でも議論されている内容でありますから、今後、自治法の改正等にもらんで、世田谷区でも検討していただけたらということでもあります。

2番目の議会基本条例については、先日のこの議会制度研究会の中でも多少話が出ましたけれども、いずれにいたしましても、いろいろな試行の状況や今後の展開等もありますから、まずは議会の基本条例について勉強する機会をぜひ持っていただきたいということでもあります。

次が、本会議の動画中継につきましては、先ほど共産党さんも言われたように動画中継は現在しておりますけれども、これに関して、いろいろOSの問題であったり、環境の問題等もございますので、より多くの方が視聴できるような改善等を図っていただきたいということでもあります。委員会の動画中継についてでありますけれども、これは行政側の動画中継に関しても議会の中で私は要望させていただいておりますけれども、議会の情報公開ということでも、バランスをとって進めていく必要があるということで、委員会の動画中継を積極的に考えていただきたい。それは同時中継だけでなく、いわゆる録画、YouTubeとか、同時中継であればユーストリーム等の活用等も検討に入れていただきたいということでもあります。

次に、施設整備に関してであります。議事堂に公衆無線LANの設置と書いてありますけれども、控室等を含めて公衆無線LANが使えると、今モバイルを皆さん使っておられて、スマートホンとかパットとかいろんなものを使っているのです。各会派ごとに無線LANを設置するよりも、全体で設置したほうがコストがかからないのかなと思いますので、これは今後のデータ通信の使い勝手からいってもあったほうがいいのかなということでもちょっと提案させていただきました。

次に、議員専用駐車場の廃止でありますけれども、私は、この駐車場の廃止という問題

は専用の駐車場ということでありまして、何も全部なくしてしまえということではなくて、皆さんが議会にいらっしゃるときに、使い勝手として駐車場を利用できるという体制にしていればいいのかと。今は、いらっしゃらないときにはあいているという状況でありますから、有効活用という観点から少し検討していただきたいと思います。

次に、議員活動の環境ということで、委員長・副委員長手当の見直しということですが、これは民主党さんからも先ほどお話がありましたけれども、今、議会改革に関しては西高東低ということで、箱根の山をなかなか越えられないという話もございますけれども、関西のほうはほとんど委員長手当、副委員長手当が今廃止されているという状況でございますので、こういった問題も我々議会人としてどういう改革をしていったらいいのか、議論としてやっていただきたいということでもあります。

次に、議員報酬半減と政務調査費の増額でありますけれども、私は、公約として議員報酬の半減をうたっておりますので、どうしてもこれは言わざるを得ないということでもあります。ただ、むやみに半減をしても、議会活動に支障があると困りますから、政務調査費に関しては、透明性を確保しながら一定の増額ということも検討すべきなんじゃないかということでございます。

次に、議長専用公用車の廃止であります。これも専用公用車ということでございまして、これは民間委託も可能であると思えますし、世田谷区で持っているほかの公用車等の使い回し等も可能であります。現在は専用の車両で、専用の運転手をつけているということでございまして、これもぜひ検討の課題にしていきたいと思います。

次に、議員に対する区のイントラへのアクセス権付与であります。世田谷区の職員の皆さんは、世田谷区のイントラにカードをあれして暗証等でアクセスするということになっていると思うんですけれども、区議会議員がそれを見て何か支障のある内容というのは私はないと思うんです。我々は逆に、行政のいろいろなものを監視したり、提言したりしていく上で、例えばどういう区長訓辞が出ているのかとか、どういう依命が出ていて、どういう作業状況になっているかということも、しっかり把握をしながら提言していくべきだと思いますので、区の今の行政側のイントラに対するアクセス権というんですか、視聴する権限を付与していただきたいということでもあります。

次に、姉妹都市交流も含めた海外視察であります。これは前期からも私は申し上げておりますけれども、姉妹都市交流や海外視察に関してこれを否定するものではありませんけれども、政務調査費が出ておりますから、政務調査費から支出ができるというような検討



をしていただきたいということでもあります。

最後に、議員ポスト投函資料のデータ化であります。これは民主党さんからも出たように、今紙ベースで配られていまして整理するのが大変なわけで、これをデータ化していただきたいということと、先ほどのイントラの話もございましたけれども、各会派にパソコン等も付与されているということでもありますから、パソコンのイントラ上に議会のボックスなりを設置していただいて、資料等をデータベースで見られるというような環境整備をしていただくのが一番いいのかなと思っております。そういった検討等も含めて、資料配付に対する改善等をしていただきたいということでもあります。

○山内座長 ただいまのあべ委員のお話に対して質疑がありましたら。ないようでしたら、事務局で何か把握されていることはありますか。

○下山委員 ちょっといいですか。かなりいろいろな会派の方から、委員会の動画中継ということで出されているんですが、多分、幹事長会での議論だったと思うんですが、各予算の会派説明等についても動画配信をさせてほしいというようなお話といたしますか、提案があったと思うんですけれども、それについてもこの委員会での動画中継に含まれるのか、また、こういったところで検討してはどうかと思うんですが、それはいかがですか。この中には入っていないんですけれども。

○諸星副座長 幹事長会の席上、これは大庭幹事長から、会派説明の際に、み・行さんで動画を配信したいというお話は事実ございました。具体的にどうなったかというのは、私たちが幹事長会で意見は交わしましたが、その後はそこでとまっているというのが実態じゃないかと思うんですが、これは大庭委員にお聞きしたほうがいいのかなと思っております。

○山内座長 座長として、ただいまの件に関して正確な話を理解していないので何とも言えないんですが、ここに大庭委員がいらっしゃるので、もしその話をしていただけるんだったらお願いいたします。

○大庭委員 今、副委員長が言ったことはまるで事実ではないです。そういう議論とか、そういうことは一切ないです。というのは、要するに、私どものほうで会派の説明会で動画に撮るということを言ったことはないです。どの場でも言ったことはないです。ですから、幹事長会のときにも、するもしないとも、やろうとも、準備すらもできているわけではないので、いかにもするみたいな話でとらえられても困るということを再三言っただけです。

そういうことをできる体制にまず持っていく——要するに、撮るにしたって、編集するにしたって、その何十分かのものをどうやって編集するかといっても、我々は自分たちでやろうとしているのであって——事業者に頼むことも可能ですけれども、でも、その訓練はまだできていませんということまで言ったわけです。そのことを再三言っているのに、するがごとき前提で、するなとか、しろとかいうことをずっと言われたので、幹事長会の席でも、できるとも決まっていますし、その時点では、うちの会派ではできる能力がありません、ただ、勉強すればいずれできるようになりますよねということは申し上げたんです。

だから、できる能力がないので、編集能力が今ないんですから、することはできませんよね。そのことをさんざん言っているのに、これは困るとか何とか、そういうような先走った形で、何もしていないのに、することを前提として、そういうことはするなと言われたというのが幹事長会における私の実感です。

その議論があったことはありましたけれども、とにかく、すると言ったこともないし、できるとも言っていない。うちの会派の勉強が足りないので、今現在まだできません。ただ、勉強すればそれは当然できるので、できた段階でまた考えますということは申し上げたつもりであって、それがひとり歩きしているというのは非常に不本意な話です。

それから、どこの席でそういうことを言ったのかというと、幹事長会の席で、行政の区長のほうのユーチューブとかをアップする基準の説明があったときに、たしか私のほうで、ここで議論する話じゃないけれども、区長が区長の裁量において議会外での催し物とかシンポジウムをユーチューブで上げるというようなことに関連して、だったら議会外のことであればそういうことも可能なんですかという話をしたのが端緒であって、そのときに、しますとも言っていないし、やりますからとも言っていないし、そういうことができるんだなということを言ったのは記憶としてあります。できるんだなということで幹事長会の席で終わっています。

それをもって、次の次ぐらいの幹事長会で、会派説明の日程が決まったときに、み・行さん、それをやるのか、やるんじゃ困るよみたいな話。困るというか、これはこういうルールだから、やるなというようなことを言われて、実際はそのときまで私もやるとも忘れていまして、うちの会派全員がまだ勉強が足りないなのでその編集能力はないですよということを、たしか幹事長会の席で再三申し上げたんですけれども、やるなら困ると言われたので、その辺の議論というのはそこで終わったということです。

○諸星副座長 そう言われると私も心外ですけれども、やるという意思表示は確かになかったですね。やることを考えているということについてはおっしゃっていましたよね。それまで否定されると、私としては何を言おうかと思ってしまいます。それは幹事長会にお出になった、幹事長会にお出になった方々はそのように解釈というか認識として受けとめているんじゃないかと思っています。

○中村委員 ここは議会制度研究会のテーマを決めることで、僕は入っていないのでよくわからないんですけれども、その議論のところは今の説明は別の話だと思うので、下山委員が入れたほうがいいのかというのであれば提案だろうし、今の大庭委員の話を受けて別という話であれば、それは除いた上でこのテーマを決める作業に入っていっただけじゃないでしょうか。

○山内座長 ただいま中村委員からご提案がありました。

○下山委員 今大庭委員からのお話によると、今ここに上げるような状況じゃないということであれば、あえてしなくてもいいと思います。

○あべ委員 ここは議会制度研究会という中での議論だから、幹事長会でこういう話が出たとか何とかということじゃなくて、ここで提案されたものに対して議論をしていけばいいと思うので、どう言ったこう言ったという話を持ち出しても、ここに出ていないんだしたらここで議論する必要はないと思うし、そういう仕切りでどうぞよろしくお願いします。

○山内座長 ただいま下山委員からそういうご提案があり、なおかつ中村委員のお話があって、下山委員から、それではここで話さなくてもということのお話がありました。私自身その会議に出ていませんので伝わってきたことでしかわかりませんので、どうこう言える立場でもないんじゃないかと思います。下山委員があえてしなくてもということでしたので、一応その話はなかったということによろしいでしょうか。

○下山委員 はい。

○星区議会事務局次長 この委員に入っていない1人会派からの意見ということでいただいているものが2件ございます。議会運営の中に、文書質問制度の導入についてということで無党派からいただいています。それと、広報という中に、委員会の動画中継ということで無党派さんから意見をいただいているということで、内容につきましては、この項目を見ていただければおわかりのとおりだと思いますので、説明は割愛します。

○山内座長 それでは、正副座長案について、ご意見がございましたらここでいただきました

いと思います。

○大庭委員 案というのはどういう……。

○山内座長 案というのは、この一覧です。

○大庭委員 一覧、案というのは、要するに今出てきたものをある程度緩く分けているわけですね。その分け方についての議論というのはどうなんですか。例えばこういう分け方でいいのかどうかという考え方があると思うんです。例えば目的別で、情報公開なのか住民参加なのか、もしくは経費節減なのかという分け方もあるだろうし、もう一方で、問題が、議員個人の権利とか身分に関するものなのか、本会議、委員会運営に関するものなのか、それとも議会活動とは直接関係ないことなのか。例えばポスターを自粛するとかいうのは議会活動とは直結ではないですね。そういうものとか、そういう分類をもうちょっとしないと、ただここで頭からやっていくという話ではなくて、あと、関連するものをツリー形式で一緒にできるものもありますよね。そういうまとめ方でやって、じゃ、どれからやるか、どれとどれをやるかという議論になっていくんじゃないかと思うんですけれども。

○あべ委員 これは各会派から意見として出されたものの一覧の正副座長の案ということですから、今お尋ねになっているのは、今分類されている分類も含めて、こういう項目でどうですかということですね。とりあえず、これはこれとして了承して、次に、大庭委員が言われたように、どういうカテゴリーで分けて、それをどういう順番で協議していくのかというのは次のステップになると僕は思うので、これはこれとして、今回は皆さんから出された案を正副座長でまとめた一覧ということでいいんじゃないかと思います。この後のステップで、大庭委員が言われたような分類をしたり、順番等も検討しなくてはならないということなんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○山内座長 私は、この後、分類の仕方もございますし、順番もこれからやっていかなければならないと思っております。どれがいいかというのは私にも判断のつかない部分がありますので、今後の皆様方のお話を聞きながら進めていきたいと思っております。

一応、正副座長でまとめたんですが、前回の12月19日の意見の中に、前期未協議の項目があったとの意見も出ました。この研究会では、未協議になる項目がなるべくないように、すべての項目を検討していきたいと考えております。考え方としては、研究会を今年度15回程度、15回というのは目安ですけども開催したいと。この前のお話でいうと、大体3週間に1度ぐらいでやるとこのくらいになるのかなと。そして、一番左側の項目の分

類——正副ではこう考えたんですが——については、原則 2 回か 3 回この中で話し合っていていただき、優先順位はどこからでも構わないと思うんですが、その中で、本当にこの話がまとまりそうなものであればその何回かでまとめてしまい、話は出たけれども、ちょっとこれはというのがあれば継続にしておいていただく。そして、全体の項目、分類が終わったところで継続になってしまったもので決まらないものにまた入っていくという形で、最初は 1 分類 3 回ぐらいの議論を行っていきたいと思います。

1 回目の議論では、分類されたすべての項目、例えば議会運営の分類の場合は 5 項目ありますけれども、そのすべて。先ほど言ったように、各会派が意見を持ち帰り、一致に向けて検討が進むもの、会派の一致ができたものについては話を進めていき、会派の意見が一致せず継続的に協議を進める必要があるものとを振り分ける。2 回目以降の議論では一致に向けた検討が進むと判断した項目について検討を進め、継続協議と判断された項目の議論はそこでは行わない。1 分類を 3 回程度検討したら、次の優先順位の分類の検討に入り、一通り今と同じことを繰り返して、継続審議となったものを再度議論するという形にしていきたいと思います。例えば先ほど大庭委員のおっしゃっていた分類の仕方、いろいろやっていって組みかえをしたとしても、結局は同じ形で進んでいくのではないかと私は思っていますが、組みかえをする必要があればここで皆さん方に検討していただく。それで決まらないようでしたら、各会派でこれをもう 1 度見ていただいて、こういう項目にしたらいいいのではないかとという再度のご提案をいただくことがありがたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○羽田委員 今の提案を含めてですけれども、1 つは、具体的に言ってしまいますと、請願の 2 つがありますよね。これは議会運営に関することになるのではないかと思います。ですから、請願は議会運営に入れても構わないんじゃないかと。

それから、前回あるいは前の議論のときもそうですけれども、技術的なこととか、できるだけ時間をかけずにやれることはありますよね。お金をちょっと出せばというか、お金を出す必要もありますからその検討も必要なんですけれども、そういうのとひっくるめて、1 つは重要というか議論が何回か必要なものがあって、もう 1 つは、そういう技術的なものを組み合わせてというか、1 項目めは議会運営に関してでもいいんですけれども、2 番目は施設に関すること、あるいは広報に関することだとか、1 項目を選んで一緒に議論していくということがあれば、進むやつは進みますよね。

例えば、項目でいうと議員活動環境があるじゃないですか。これは前回の議論でもそう

だったんですけれども、議会運営とか議員の活動とかは離れたところにあるわけじゃないんですね。だから、余りこれを切り離して議論するというのは私は好ましいと思っていないんです。例えば報酬問題とか、前回は費用弁償の問題とかが議論になりましたけれども、議員の日常的な動き方とかも非常に関連してくるわけですから、そういういわば議会運営なんかともつながってくるものとあわせて議論していくことが必要だと思っています。だから、そういう配慮、実際に議論をしていく際の配慮と、少し項目の整理みたいなことは必要ではないかと思います。

○大庭委員 さっき言ったように、議論する中で議員個人の権利とか身分に関するものというのは非常に議論が難しいわけです。難しいというか慎重というか、お互い譲れない部分があったりするので、この辺は多分時間がかかるのではなかろうかというもの。それからまた、議会運営とか本会議の運営に関するものも、どちらかというと議会とか会派のいろいろ問題が出てくるのでこれも長引くだろう。だから、それ以外のものというのは比較的分類の中ではできるんじゃないか。予算上の問題とか設備上の問題かもしれませんし、その辺は予算をどう見るかということになる。ということで、分類したほうが効率的に議論ができるんじゃないのかなということを先ほど申し上げたわけです。

それからもう1つ、やはり議論ですから、まず議論するときに共通の目標というものを定めないと、結局、議論なのか好き嫌いの話になってくるのか、そういうことじゃなくて、他会派の皆さんも言ったように、情報公開と住民参加、もしくは経費節減というのも入っているのかな。そういう価値観をまず1つ共有して、情報公開を進めるためにはどうしたらいいかという観点から、おのおのの具体的なこと、または住民参加を高めるためにはどういうことを進めていくという、そういう論旨のつながりでいかないと議論が結局まとまらない。だから、まずその目的をある程度明確にした上で、その前提に沿った上で、各議論を現状でこれができるのかできないのかという形でしていかないと、途中でばらばらになって、結局それ以上議論ができなくなってくるので、中途半端になるという形は避けたい。ですから、ある種改革の目的というものを明らかにした上で、その合意をとった上で各論に入っていくというやり方を早急にやるべきじゃないかと僕は思います。

○山内座長 大庭委員のご意見、私はよくわかるんです。前回はそういう形に近い進め方をして、結局議論できなかったものができてしまったんです。やりやすいものからまずはやっていくというのが前回の進め方だったんです。それで、結局は途中で重要な課題が出てきて、それにずっと費やして最終的には残ってしまった。今回はそれを避けたいと思う

ので、なるべく全分類についてやっていける方法があるとしたら、正副座長はこうではないかと考えてご提案したところです。

むろん住民参加、情報公開を重点にというのは皆さんも異論はないと私は感じております。議会改革というか、その話の根幹にはそれが流れていると思いますので、あえてぼんとそれを持ち上げてやることであるかなということも、多少自分自身の中では疑問があります。ただ、その趣旨は間違いないとは思っています。

○中村委員 達成しやすいとかやりやすいとか、それから実績を上げていくというのは1ついいことだと僕も思うんです。当然、最初の目標を定めることは大前提だと思います。でも一方で、座長のハンドリングの中で前期やって、今回新しくやろうと、なるべく実績を上げたいという思いもすごく理解をするんですけども、前回は議論がありましたけれども、やりやすいものとか、合意が得られやすいもののピックアップというものをどうしていくかだと思うんです。きょうこれが出そろった中で、これならいいよというマル・バツをつけて提出したものをまとめるのか、優先順位になってくるんだと思うんですけども、どれをもって総意が得られやすいかというところのチェックはどうされていけますか。

もしくは、例えば1番目の請願の取り扱いをどう思いますかといって挙手させるのか、多いものから次回から議論を始めましょうとか、1回シートみたいなものを配って、これならいいよとか、これはちょっとだめだよとか、ここは議論の余地ありみたいなものをつけて、丸が多いもので優先順位をつけていくのか。その辺の順番づけのやり方がどうなっていくのかというのが、多分今後の流れに一番影響してくるんだろうなと思うんです。

○山内座長 我々としては、全部の項目が同じ位置にあると考えています。だから、実はどこから先にやろうとも全部話はしたい。その中で、先ほど言ったように、1つの分類について3回はやりましょう。その中でみんなの共通のものがあれば、その場でどんどん解決していき、残ったものがあれば、後回しになるけれども一応話はする。全体を一巡したところで、難しかったものについてもう1度協議していくというような形をさっき説明したつもりなんですけれども。

○中村委員 だとすると、結構分類というのが重要になってくるのかなと思うので、分類にいろんなご意見が出てきているから、今の議論の流れを聞くと、その分類決めるのにまた何回か時間がかかりそうな気がしているんです。

○山内座長 そうなると入り口論で終わってしまって、実質中身に入っていけなくなる可能性が高いんですよ。

○大庭委員 入り口論でぐるぐる回っていて時間を費やすというのもなかなかありがちなことなので、せっかく座長、副座長がまとめてくれたことがありますよね。ここで1人1人が議論していても、何がどこにどうなっているのか。例えば僕なんかはこれを見ている、これいいなとか、これは時間がかかりそうだなというのが直感的にというか、会派的にわかるわけじゃないですか。そうすると、一たんこれをアンケート、要するに表で、うちの会派としては比較的いいよねと、反論が多いものとか少ないもの、賛成的なもの、そういう形の集計をとって——我々全員が腹の底でどう考えているのか今わからないじゃないですか。どれについていいと思っているのか、これについては協調できるとか、これは一議論ありそうだとかいうことを、一たんこの委員会メンバーで集計したら、入り口論の議論をしないで、この辺は結構まとまりそうだなというところがわかるんじゃないですか。

つまり、そもそも論をやめるんだとすれば、それをやってしまったほうが、ここで項目は上がっていて、項目の内容については、今説明を受けて大体各委員はわかっているわけですから、これについて自分たちの反応、青信号なのか、黄色信号なのか、赤信号なのかわかりませんが、その辺を集計してみれば、大体議論のありか、しやすいところ、しにくいところはわかるので、そのほうが合理的でいいんじゃないかと思うんです。それに対して、今ここでこれはどうなのかという議論は、質問をここでお互いして、その感触をつかむということにしたらと思います。

○あべ委員 今回の議会制度研究会というのは会派間の1つの交渉ですよ。どういう改革をしていくかということですから、交渉にはまずルールが必要だと思いますし、交渉していく過程で、いつまでの期限を決めていくのかということとか、前提となることが必要だと僕は思うんです。その上で、今出た項目について、座長は全部協議をしたいということであれば、目標としてはこれを全部話し合うということで決まっているわけですから、その中での時間配分というか割り振りをしっかり初めに決めて、あとは交渉のルールについてもしっかり決めていかないと、これはマターとして大きいから時間をかけましょうとか何とかやって、そのときそのときで場当たりのルールを決めてしまうと、時間がまたかかってしまって結局は半分ぐらいできなかったという話になってしまうと思うんです。まずは、やっぱり交渉ですから交渉事のルールをしっかり決めていただいて、あとは期限



をしっかり決めていただくということは前提として必要なことだと僕は思うんですけども、どうなのでしょう。

○山内座長 あべ委員の交渉事のルールというのが私はちょっと理解できないんですけども。

○あべ委員 ルールというのは、皆さんの意見をとって、その1つ1つの項目についてどういう結論を出すのかという道筋を1つ決めておかないと、例えば皆さんでそれに対する意見を出して、最終的に賛否を問うという形にするのかというようなこととか……。

○山内座長 賛否はとらないということで、最初の要綱で出ていると思うんだけど、読んでしまうと、「研究会は検討・研究を通じて委員間の意見の一致を見た事項については、その結果を、及び意見の一致を見ない事項については、その検討経過を中間報告として適宜議会運営委員会に報告する」となっています。

○あべ委員 それはわかったんですが、基本的に我々も議会の中で行政側にいろいろな資料提出を求めたりするときに話すのは、何か決めようとした場合に、ロードマップがどうなっていて、結論として、いつまでに期限を求めて、どういう成案を得るんだということがはっきりしていないと、時間もかかってしまったり、全部が終わらなかつたりということがあると思うんです。だから、初めの段階で、その部分もどれぐらい時間をかけたらいいのかということも含めて考えないといけないのかなと思うんです。

○山内座長 時間をかけていく部分というのはこの中にもたくさんあるし、数とか金額というのは即決するようなものもあると思うんです。私、前期は4年目の研究会だったんです。結局後がないということもありまして、早くしなければいけないという気持ちと、これは決まらないなという気持ちが複雑に交差してしまったことを覚えています。今回は幸いにして、ある意味では全部ここで話が出ていれば今後次の会議に送ることも——これは自分の腹の中でそう思っているところなんだけれども——可能性はある。だから、最終のところまでにきっちり全部の結論を出すこともない。話があれば、またその後続いていきそうな気もしているので、なまじ期限を切ってここまでに決めるということをするよりはいいかなと思っている節は、自分自身あるんです。

○羽田委員 先ほどの大庭委員のお話とも関連するんですけども、情報公開と住民参加ということが、座長の整理は一致している。そこを前提にして改革議論にそれぞれ参加しているんだということだと思うんです。そうなってくると、前回の議論も含めて踏まえるならば、議会基本条例の議論を柱に据えながら、議会運営に関すること、いろんな項目が

ありますね。さっき、請願については議会運営に関することではないかと言ったんですけれども、それとあわせて大きな議論が1つと、今座長も言われていましたけれども、すぐにできる技術的なことだとか、そういう議論とをやっていけばいいんじゃないかと思うんですが、それはどうですか。そもそもの前提が皆さん一致しているんだったら、議会基本条例の議論には入っていけるのではないかと思うんです。

○高橋委員 議会基本条例のことというのは、本当は全体にかかわってくるものだと僕は思うんです。それを議会として、議会の権能として決めていく。さまざまなことを決めていく基本となるものが議会基本条例になるんだろうと僕は思うんです。ただ、議会基本条例が何者で、どういう性質かということをまずはこの会議の中で勉強することだと思いますし、調査研究することなんだろうと思うんです。それが、世田谷にどうマッチするものができるのかどうなのか。さまざまな議会でも今検討されていて、もう条例化されているところもたくさんあるわけで、そうすると、こういう面はいいけれども、こういう面はどうなんだということを幅広く調査研究しないと、これはそう簡単に議論で尽くせるものではないかなと1つ思うんです。

そういう意味では、正副座長で分類していただいた中で、議会基本条例というものは年間通じてまずは調査研究すべき課題として、それ以外のもので決められるものは決めていくじゃないかという2本立てでいくしかないんじゃないかと僕は思っているんです。

○羽田委員 それに近いということだけ言いたいです。

○中里委員 私のほうで提案した、地方自治法の改正でどういうことができるのか意識を一致しようという、平成18年に出た常任委員会の複数所属が可能になったとか、そういう問題について、まず勉強してどういうことができるのか、みんなの認識を一致させてはどうかという提案なんです。議会基本条例、議会のあり方はどうかというような問題についても、勉強していく課題ということがあると思うんです。今高橋委員おっしゃっていたように、調査研究の課題と、ルールをどうしていくのかという課題を一応分けて2本立てにして、調査研究については時間がかかるでしょうから、回数も多く議論していくような問題と、具体的なルールを解決する課題と、両方同時並行に進めるようなそんな運営がいいんじゃないですか。

○山内座長 3者のご意見は一緒ですよ。

○中里委員 ほぼ一緒です。私の提案も調査研究があるということです。

○大庭委員 一緒かどうかわからないけれども、今の議論を聞いていて、議会基本条例と

というのは、要するに議会のことを全部包含しているわけですね。そうすると、逆に考えると、議会基本条例に包含するものをまずまとめて、つまり、議会基本条例という分類がありますね。その上下にはほかの分類があります。その上下にある中で、議会基本条例に包含される項目がいっぱいあるわけです。そうすると、包含されてしまったもの以外のところは比較的処理が早いんじゃないかと逆に思うんです。要するに、陳情の取り扱い、会派構成から見た時間云々とか文書質問、委員会の複数の在籍という問題も、突き詰めると議会基本方針条例に包含される話ですね。

つまり、議会基本条例は全体を言っているような話だから、むしろこれから遠いところを分類して、そこは比較的容易にできるんじゃないかという形。議会基本条例に賛成する人もいれば、賛成しない人がいる場合でも、議会基本条例というものを1つの当て馬と言ったら変だけれども、1つのたたき台にして議会のことを考えていく構成にすればいいんじゃないかと思うので、もう1回分類を、議会基本条例以外のところのものをまとめて、それは比較的できるんじゃないのか。あと、それが含まれるものについては、いろいろ研究だとか、ほかの例がどうあるとか、うまくいっている、いっていないとかいうことと、かつ問題は、何度も言いますが、情報公開と住民参加ということを目的とした意味での議会基本条例の見方ということにしていただければいいかなと意見としては思います。これは似ているのかな。

○あべ委員 どうも中身が交錯してしまってわかりにくくなっているんですけども、1つとしては、議会制度研究会では、当面の課題として改正すべきだとそれぞれの会派から持ち合った内容について協議する場だと僕は認識しているんです。それで、議会基本条例については、その必要性和勉強の必要性、制度に対する研究の必要性という共通認識はあるんですけども、じゃ、具体的にその中身について1つ1つを決めていこうというのは、ここで議会基本条例ということで仕切ってやるのは、かなり無理があると思うんです。ですから、先ほど出た話というのは、議会制度研究会の中で、項目で協議していくものと議会基本条例についてと、2本立てにやっていくほうがいいんじゃないかという話が3者から出ましたけれども、それが技術的に本当に可能なのかと思うんです。

そうすると、議会基本条例に関しては、もちろんここでも協議する必要があるのかもしれないけれども、議会全体として勉強する場を設けてもらってやったほうがいいのかと僕は思うんですけども、それは共通認識として、議会基本条例に関してはいろんな自治体でもう取り入れているところもあったり、全体的な見直しをしていく上で必要だとい

う認識はあるんでしょうけれども、ただ、それは必要だと思っている人もいるし、必要じゃないと思っている人もいるんだろうし、それが世田谷区議会にとってプラスになるのかどうかということも研究の課題だと今言っているわけですから、現実に関心を動かしていくようなことを協議していく場にはなじまないのかなと。研究、勉強していきましょうという中身のことは、直接的にはどうなのかなと思うんです。

だから、逆に言うと、勉強、研究の場というのはここから切り離してもらって、外にくってもらったほうがいいのかなと思うんですけれども、その辺はどうなんですか、可能なんですか。

○諸星副座長 この議会基本条例は大変難しいというか、ただ、当然将来的にどうするかということは大きな課題だと考えております。その上で、先ほど大庭委員もおっしゃっていましたが、当然すべてを包含する内容とはいっても、その中に一応議論として入る部分もあるのではないかとということで、こういう分類をさせていただいたところです。ただ、先ほど高橋委員からもありましたように、基本的に議会制度研究会の中で、通年で調査研究をしていく課題であろうということは、多分皆さん認識されているのではなかろうかということで1つのカテゴリーにしましたけれども、基本的には通年。

そのほかについては、確かに先ほどから何回も言われた情報公開、住民参加というあり方のもとで分類立てをしてもよろしいかなと思うんですけれども、ただ、正副座長としては、例えば広報なり、施設整備なり、技術的な課題として取り上げて検討していただければ合意に至る内容も含めてあるのかなということも考えております。一方、請願等の議会運営は大変難しい、大きな課題でもあるかなと思っております。

ただ、大変申しわけないんですけれども、また各項目を、これはこの分類に入れたらどうかということになってしまうと、ここでまた議論が続いてしまうということも考え合わせると、副座長が言うのも恐縮ですが、ここでひとつ、この分類の中で議論をまず始めさせていただきたいと思うわけです。そうしないと次から始まらないわけですので、ここでまた各会派に持ち帰ってとなると、次の回でまた議論が始まるということであったら、本当に何のための研究会かとなってしまいますので、まずこの分類の中で、最初にやるべきことは何かということ、ここでできれば決めさせていただいて始めていく。その中で、やっぱりこれはおかしいよというものについては意見を言っていただいて、変えていただくことは可能かなと思うんですけれども、その辺のところ、まげてご理解いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内座長 それは座長が言う話だけれども、まさに正副で考えていたことはそういうことであって、とにかく前に進めようというのが大きな今回の目標であります。先ほど議会基本条例の云々がありましたけれども、前回もこのことについて話は出ていて、各会派にすごく温度差があった。しかし、必要ではあるのかもしれない。でも、どういうものであるかということ、ある程度委員の間で認識を持って議論が始められるようにすることが大事だと思うし、そのために他の自治体の状況とか、今の世田谷の現状をいろいろ調べたりしながら進めていくことは大事で、ある程度の知識の共有が図られた段階で意見交換や具体的な検討課題の整理などに入っていければいいかなと思っています。そんなことで事務局にはいろいろ迷惑をかけることもあるけれども、皆さん聞くだけでなく実際に見てみる、それを感じてみるということでできれば進めていきたいと私は思って、先ほど高橋委員の言ったようなことで議会基本条例のことについては進めていきたいと考えております。だから、検討項目はあるけれども、その中で全体に流れているものとして、議会基本条例を入れていきたいというのが思いです。

○大庭委員 先ほどの副座長の言われることからすると、これでまとまらないとなかなか先に進まないよということであるとすれば、それでいいとしたとして、時間が大体2時間ということなので、きょうはこの後入れるわけじゃないんでしょうけれども、次回あたりは、例えばこの分類の中の広報とか施設設備とか、どっちかわかりませんが、それをきょうの終わりのところでは、次回は施設整備でやるとか広報の4本をやりたいよと、そこまで決めて、つまり、4つを順番に議論していくということですか。そういう進め方をして、その4本がそのときに終わらなかったら継続で次に回して、ある程度めどがついた段階で、次回は次の分類のところをやりますよという形で、1つの分類ごとに、1回か2回かわかりませんが、一定のめどが立った段階で結論をつけていくというやり方でずっと進めていくということなんですか。

○山内座長 大庭委員のおっしゃるとおりです。

○諸星副座長 そういうことなので、要するにこれで優先順位、その分類ごとに何を1番目、何を2番目にやるか、結構これが議題になるのかと。もしこの分類でよければというのを前提としてですよ。

○大庭委員 きょうは、少なくとも次回の分類——分類はもうこれでいいですよ。そうじゃないと、またそもそも論を始めると時間がかかるというのは確かにそうだから、この分類でいいとしても、きょうは、とにかく次はどの分類でやりますよというところまで決め

ないと終わりにしないということでもいいですね。

○山内座長　そうです。そうしないと困る。

○羽田委員　先ほど申し上げたように、議会基本条例については、当面は勉強とか研究調査の対象にしたいみたいな話なので、例えばそれについては、資料提供を最初の段階で30分間ぐらいですとか、説明もあればそれにこしたことはないですけども、後半はできるだけ議論にならないほうから、広報とか——議論にもなるところもありますけれども、広報から始めるとか具体的にやったほうがいいと思います。上のほうは大変な議論になりますからね。

○山内座長　ただいまのお話については、ここでそういう結論が出ればそれを進めていきますということにします。さっき言ったように、全部同じという立場に立っていますから、ここで決まったことを次回の議題とします。一度持ち帰って、次回までに各会派の結論というか、方向性を次に示してくればありがたいことです。

○あべ委員　今回、一覧の検討項目を出すときに、優先順位も含めて出してくれという話だったと僕は認識しているんだけど、違うの。

○中村委員　それは各会派のあれで、ばらばらになっちゃいますよね。

○あべ委員　各会派が優先順位で並べて出しているから、それぞれが出た中で……。先ほど大庭委員から、アンケートをとって順位を云々という話があったけれども、既に順番で出しているんじゃないの。

○中村委員　自分たちのものはね。そこじゃなくて、ほかの会派の出したものに對してもどうするかということですよね。

○山内座長　自分たちの会派で出したいものは出してきたという今の状況だから、今後、例えばこのカテゴリーが決まると、例えば議会運営ということで決まると、中身全体を検討してきてください。

○大庭委員　時間もあれだから。羽田委員が言った広報から次はぱっとやれば、議論は時間がかかるかもしれませんが、ただ、感じとするとここら辺がやりやすいかなという感じがするので、次は広報ぐらいでよろしいと思います。

○山内座長　大庭委員からご提案がありましたけれども、ほかにも次回やりたいというものがあれば。

○高久委員　1つ確認なんですけれども、1分類3回ぐらい話をしていきたいと思いますということで、議会基本条例というのは勉強会とか視察をやっていきますけれども、これについ

ても一定の段階の中で1分類について3回議論するという中にも入ってくるわけですか。この分類の中で議会基本条例というのがあって、事前にいろいろ調査研究をしますよと、それでずっと終わるのか、それとも議会基本条例も1つの分類として議論を——私はある一定のとき、勉強とか視察をした上で議会基本条例についても何回か議論を重ねる必要があるのかなと思っているんですけれども、その辺はどうなんでしょう。これは別口で勉強をするけれども、個別にここの場では議論しないという考えもお持ちなのか。

○大庭委員 やり方だから、結局例えば広報を仮にやったとしても、広報のやり方を議論していく中では、どこかに議会のあり方とか議会はどうあるべきかという議論に結びつかざるを得ないから、毎回の個別の議論をすることは恐らくパーツパーツで、全体像をある程度イメージしながら議論することになってくるので、行ったり来たりだと思います。パーツの議論をすることは、議会基本条例的なものとか、議会のあり方論みたいなものを議論するのと一緒に、そのことを積み重ねることによって、どの時点かわかりませんが、世田谷区の議会基本条例的な——基本条例をつくらなくてもいいんだけど、議会のあり方みたいなものの全体像がだんだん具体的にようになってくるんじゃないのかと。だから、行ったり来たりだと思います。

○高久委員 当然、議会運営で例えば夜間、休日議会の試行実施ということについては、議会基本条例の中で通年議会というあり方はどうなんだとかいったいろんな議論も入ってくるから、その議会運営について話し合うこと自体、議会基本条例について話が及んでいるということは十分あると思うんです。あえて議会基本条例というものについて、分類の中として議論をするのかしないのかというのは、ここではどうなのかなと思って今提案したんです。

○大庭委員 正副座長のほうで議論が積み重なってきた段階で、一度これは集中的にどういうふうにまとめるのか、インテグレートできるのか、その辺はある一定の時点で正副座長でまとめた議論をするような時間を求めていただければいいんじゃないかと思います。

○諸星副座長 これは副座長というより会派の思いもあるんですけれども、要するに、この研究会というのは来年いっぱい、12月ということで、若干延長があるかもしれませんが、要するに2年の区切りという中で研究会を進めていきたいと思います。そうすると、当然、次の2年をどうするんですかという話が、これはもう会派としてある意味では特別委員会云々という話。これは会派によって思いは違いますから、ここで言うことではないかもしれませんが、そうしたことも視野に入れば、研究会として最終的なまとめ

の中で、次にどうやって持っていつてもらおうかということも研究会としての一定の結論は出さなければいけないと正副座長としては考えております。その点もあわせて進めさせていただきたいと思っております。

○高久委員 あともう1つ、かなり時限性があるというのであれば、我々のほうで出した姉妹都市交流を含めた海外視察というのは、ことしの秋ぐらいまでにある程度話を出しておかないと、だれが行くんだ、何名ぐらい行くんだということもかかわってくるのかなと思うので、かなり優先度が高いんじゃないかと認識しています。

○大庭委員 これは別の議論する場というのは設けられなかったのかしら。今までは準備会みたいなものを設けてどうするとか、何人にするとか何か。

○山内座長 決まれば準備会はできるけれども、決まらないうちに準備会はできないので。

○山口委員 多分、理事会でやっていたんだけどもともとなくて、これだけ独立させようということで、特別にたしかつくったんだよね。

○下山委員 小委員会をつくってやったんですけれども、本当にこれは難しい問題で、原則賛成、いざ実際の実施になると非常に皆さん意見が分かれてというか、非常に難しい問題なので、早くやったほうがいいと思います。

○星区議会事務局次長 姉妹都市のお話が出ましたので、既に予算要求については幹事長会でお話しさせてもらっています。来年度予算ということで今要求しています。来週ぐらいにはその内示という形になると思います。

前回の5年前の流れとしては、10月末から11月の初めに実施しています。議員派遣ということになりますので、本会議の決定が必要ということで、本会議は9月の本会議の3日目で議決をいただいています。それに向けて準備が必要でございますので、7月の議運で意思決定をして準備を進めて9月という流れでやってきています。

○中村委員 前回の議研でやった姉妹都市の結果は両論併記でしたよね。一応、一案出したんでしたか、まとまったんでしたか。

○桜井委員 研究会で両論併記で出して、議運でやったんですよ。

○中村委員 そうですよ。

○山内座長 事務局、それはわかりますか。

○星区議会事務局次長 ちょっと今手持ちがないんですが、2案が出て、時限的な話ですから、議運のほうで最終的に決定したということです。



○中村委員 ことしの11月に姉妹都市があるわけですね。現時点で決まっているものでもないでしょうから、議研でやるべきだと思うんですけども、結局3カ国あって、ほぼ毎年、海外都市のは出てくると思うんです。その都度ここで諮って、最終的に2つ併記の結論、要はまとまらなかったということなんですけれども、今回はやったらいと思うんですけども、繰り返していくと毎回そこで時間をとられてまとまらないというおもしろになるような気もするので、ぜひその辺も考慮して、ことしは関係ないと思うんですけども、やるべきだと思いますが、その辺も考慮したほうがいいかなと思います。

○山内座長 わかりました。これは重要なことで、参考にしてやっていきたいとします。いろいろお話が出て、姉妹都市交流を含めた海外視察の時限的なものがあるということで、最初に取り上げていきたいとします。

順番のことに入っていきたいんですが、先ほど大庭委員から、まず広報を最初にやっではどうかというご提案がありましたけれども、各会派で、こっちのほうがいいというのがありましたらここで話しいただいて、順番について入っていきたいとしますけれども、いかがでしょうか。

○中村委員 僕はいいと思います。広報という提案に対して、いいんじゃないかと思います。

○山内座長 それでは、今回は広報についてを議題として進めていきたいとします。

皆様方のお話で、分類その他については資料2のとおり、そして、特に議会基本条例についてはいろいろな研究、勉強を進めていきたい。

それから、地方自治法改正、地方議会や自治体のあり方については、組みかえの1つ、多分、議会基本条例に組み込まれていくんじゃないかという気もいたしますので、その点もちょっとここで皆様方のご意見をいただきたいとします。

○大庭委員 姉妹都市はやるんですか。

○山内座長 姉妹都市は入れます。入れないと、今ほかでやる機関もないことだし、ここである程度出して、議運に早い時期に、結論とは言わないけれども話し合いの内容を進めたいと思います。

○大庭委員 姉妹都市のほうの前のリミットはいつでしたか。

○星区議会事務局次長 前は議運決定を7月初めにいただいています。ここでまとめて議運に出していただくということですから、できれば5月の連休明けぐらいには。ただ、この委員会の運営のやり方で、定例会が始まるとここの議論は一応やらないということも

ありますので、その辺は考慮していただいてやっていただければと思います。

○山内座長 次長、前回の結論もあるんだけど、皆さん忘れてしまっている可能性があるんで、参考として次に出してください。

○山口委員 確認だけ。前は人数のあれが両論で出たんだと思うんですけど、姉妹都市交流だけでしたよね。海外視察はつかなかったんだよね。

○星区議会事務局次長 前は海外視察というのは切り離して、姉妹都市の交流だけに参加するということでございます。

○山内座長 そういう内容も含めて、次回また意見を改めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大庭委員 こっちのリミットはわかったけれども、次回とかその辺のタイムスケジュールはどうなんですか。

○山内座長 一応こうであろうなというぐらいのタイムスケジュールはつくってあります。第3回目を2月中にやり、3月は皆さんで研究をしていただいて、4月に第4回、第5回というような、月2回の月と1回の月があると思うんですが、そのぐらいのペース配分でやります。議会開催中は原則としてやらないということになっておりますが、これ以外で緊急の課題が発生した場合は開催の可能性はあります。

きょう決定しなければならないのは、広報を1番でやるかどうか。その確認、それから姉妹都市交流も含めた海外視察を一緒に入れていいかどうかの確認、それと基本条例を研究課題としたなら、その中に通していくという確認をこの後したいと思っております。

○大庭委員 次は2月でしょう。その次が4月で、4回目、5回目でしょう。そうすると、できれば2月と4月で間があいているから、2月のところで広報を片づけてしまって……。

○山内座長 それはもう皆様方の話の状況によるから、私としてはそれは言い切れない。大庭委員、厳しいことを言わないで。

○大庭委員 僕が言っているのは、姉妹都市交流を後のほうに持って行って、先に広報を持っていても間に合うんじゃないのかと。できれば1回で終わればしめたものじゃないのと。言っていることはその辺の順番です。

○山内座長 そうなれば。

○あべ委員 今、日程の話がちょっと出ましたけれども、5月までは委員会の日程とか議会の日程は出ていますよね。だから、5月ぐらいまでは、とりあえずこの研究会の日程を

大体組んでいただいたほうがありがたいですね。日程をぜひ出していただきたいと要望しておきます。

○山内座長　とりあえず、次回の日程は決めさせていただきますけれども、その後は、一応正副座長で予定を立ててまたお伺いしたいと思います。

まずは確認しなければいけないことがあるので、今私が幾つか確認事項をお話ししましたけれども、それでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山内座長　よろしいということで、次回の日程に入っていきたいと思います。

2月6日月曜日の3常任の後、時間としては午後2時を設定いたしますが、常任委員会がおくれた場合は少しずれ込む可能性があると思いますけれども、ご了承願いたいと思います。会場は第1委員会室を予定していますが、変わる可能性も考えておいてください。

それでは、1時間45分でしたけれども、皆様方の大変前向きなご意見をいただきまして、またご協力いただきまして、第2回議会制度研究会をこれで終了したいと思います。本当にありがとうございました。